

## 青森地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会（第4回）議事概要

1 日時 平成17年6月30日午後1時30分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員（括弧書きは、「地」は地裁委員、「家」は家裁委員、「地家」は地裁委員兼家裁委員を示す。）

安藤清美（家）、齊藤清明（地家）、室町規公人（地家）、石岡隆司（地）、中田鶴子（家）、采田正之（地家）沼田徹（家）、石崎功二（地家）、阿部則之（地家）、高原章（地）、香川徹也（家）（敬称略）

(2) 事務担当者

（地裁）民事首席書記官，刑事首席書記官，事務局長，事務局次長，総務課課長補佐

（家裁）首席家庭裁判所調査官，首席書記官，事務局長，事務局次長，総務課長

4 議事

(1) 開会

(2) 所長あいさつ

(3) 意見交換テーマ

裁判員制度について

(4) 意見交換内容（◎裁判所外委員，○裁判所内委員，△事務担当者）

- 委員の皆様方から最高裁判所で作成したビデオを見ての、あるいは模擬裁判を傍聴しての感想を伺いたい。
- ◎ 検察官も弁護人も口頭ではなくイラストとかプロジェクターなど視覚に訴えて裁判員に主張を分かりやすく説明していたが、非常に良かった。
- ◎ 初めて裁判員となって話を聞いた場合に、先入観が入ってくるのではないかと感じた。
- ◎ 殺人の故意の認定などは、専門的な見方が正しいのか一般国民の判断が正当なのかは非常に難しいのではないかと。
- ◎ 裁判員の選任過程では、要介護の母を介護している人については、要介護の証明を条件に辞退できるとすれば国民の負担が減るのではないかと。また、国民の多くは法律を知らないことに不安を感じているようであるので、不安を取り除く方策を取る必要があるのではないかと。
- ◎ 裁判員に指名された人の負担は大きいと思う。仕事が忙しい人もいるし、自営業では休業補償もない。裁判によって拘束される日数を考えると負担は大きい。また、法律を知らない人が最終的な量刑を決めるということについて、責任の重さ、不安感があると思う。
- 裁判で使う言葉は、分かりやすい言葉を使うことにより理解はしてもらえらると思う。法律を知らないからための不安については、法律家である裁判官がいるので、分からないことがあれば裁判官が説明できる。元々、法律家ではない人が常識的な判断をして、こういう事実があれば殺意があったと言わざるを得ないと言ってもらうのが裁判員制度の趣旨だと思

う。裁判所としても国民に裁判員制度が難しくないということを知ってもらおう努力が必要だと思った。

- ◎ 検察官役をしたが、専門的な言葉遣いと気付いたときは分かりやすい言葉に直した。争点の中心は殺意であったが、殺意は、殺してやろうという気持ち或いは死ぬかもしれないが死んでもかまわないという気持ちと言い換えた。できるだけ噛み砕くことを心掛けたが、噛み砕きすぎると内容が曖昧になり冗長になってしまう危険があるので悩んだ。
- 裁判員が法廷に入る前、説明図を用いて刑事手続についての流れを説明した。冒頭陳述が終わって証拠調べの前に本件の争点を示し、注意すべき機転を説明したが、それでも努力が足りなかったかもしれない。また、評議は事実をきちんと認定することを前面に押し出して議論をした方が、まとまりのある議論ができるものと思う。
- ◎ どんな重大事件でも3日から5日で終了させるためには、公判前整理手続で証拠を整理して必要なものに絞ることが大事だと思う。
- ◎ 非現住建造物放火というのはどういう意味なのかと聞かれたことがあるが、専門用語の前に、「人が住んでいない建物に火を付けた」という説明を付けると分かりやすい。
- ◎ 裁判報道関係は、法律用語を変えることができないので、説明を付け加えて分かり易く伝える努力は必要だと思うが、短い時間の中で言い換えをすることは現実的には難しい。
- 裁判員役から、被疑者と被害者という言葉が似ているので区別するのが

大変だという意見があった。発音が似ているような言葉にも注意する必要があるのかと思った。

- ◎ 人間は先に聞いた話が印象に残ると思う。検察官の話の後に、弁護士から検察官とは相反する話がされたが、中立の立場で判断するのは、法律が分からないから難しいのではなくて、被告人の人生を背負うことになるので難しいと思った。裁判員にとって裁判所に行く負担とか経済的な負担よりも、精神的な負担の方が大きい。そこをPRするため、定期的な模擬裁判とかパンフレットの配布だけではなく、中学校の授業等で教育していく必要があるのではないか。
- 検察官や弁護人が相反する主張をするので、事前に裁判の手續や用語についての説明をし、その中で検察官や弁護人が言うことは、言い分であって事実ではないかもしれないと説明した方が良いのではないか。
- ◎ 施行までの4年間の間に、参加したい人を増加させるには、中学校、高校に出前講座などの啓発活動をする必要がある。そのためには、裁判員制度のPRと啓発活動しかないと思う。実際に裁判員制度が実施された後は、実際に裁判員として参加した人から、参加して為になるという感想が口コミで広がれば裁判員制度に対する理解度が増してくると思われる。
- ◎ 青森県は弁護士の数が少ないが、弁護士全体の数を増やさなければならぬ。日弁連でも努力をしているし、日本司法支援センターも組織されるが、これらを活用して刑事弁護に熱意を持っている弁護士を確保した

いと考えている。いずれにしても弁護士の負担が大きいのは間違いない。  
なお、事件によっては、短時間で裁判員の負担に耐えられる時間で解決  
できるのかについては疑問は持っている。

- そのような事件は「連日的」の解釈として週1回程度の割合で開廷して、  
ある程度の期間を掛けて審理をすることもやむを得ないという方向で進  
めていくのではないかと思う。
- ◎ 刑事・民事に関わらず公判準備手続がある。これを緻密に行うことによ  
り、双方の争点が明らかになり、裁判の迅速化につながると思う。
- ◎ 検察庁では積極的な広報を検討している。検察庁だけで中学校への出前  
講座を考えており、学園祭等に検察官が出向いて講演することを各小中  
学校に宣伝している。他に一般市民及び学生を対象にして裁判のモニタ  
ーを募集している。裁判を傍聴してもらった後で裁判の進め方が一般市  
民の感覚から見てどうなのか、直すべき点がないか、意見を聞いている。
- ◎ ユーザーの意見を吸い上げるためのアンケートを実施してはどうか。裁  
判所から問いかけをしてもらうだけでも、裁判所を身近に感じてもらえ  
るのではないか。

(5) 次定期日 平成17年11月10日午後1時30分

(6) 閉会